

みしまみちよし
子守学校における三島通良の知見の影響

近藤 幹生

はじめに ー目的と課題ー

本稿は、「明治20・30年代における就学年齢の根拠に関する研究ー三島通良の所論をめぐってー」及び「三島通良『ははのつとめ』(明治22年)に関する一考察」¹⁾の継続研究である。三島通良^{みしまみちよし}(1866-1925)(以下、三島と略)は、小児医学者であり、明治20年代半ば以降、文部省の学校衛生行政において活躍した人物である。後に、学校衛生の父といわれるように、日本における学校衛生学の確立に貢献したことが知られている。

三島は、文部省に関与する以前において育児書『ははのつとめ』を執筆している。『ははのつとめ』は、先行研究では三島の育児書として紹介されてはきた。しかし、内容自体への分析が不十分であると考え、論文では『ははのつとめ』の小児教養法を中心に三島の見解を検討した。小児教養法とは、乳児から就学までの育児の基本を論じた内容で、三島は「注意しては放任すること」や「家庭の内外における遊戯」の大切さを強調している。『ははのつとめ』の検討により、三島が明治期以前の育児をある程度認識しながら、ドイツ医学を中心とした医学的知見を用いて育児論を展開していたことを分析した。三島は、江戸期の医学者・香月啓益『小児養育草』などに注目しながら、当時は医学者以外の育児論が主流であったことから、『ははのつとめ』を出版するに至った。三島にとって、小児教養法と学校衛生学とは不可分の関係にあり、たとえば児童の衰弱は就学前からの小児教養法が誤っているからだと主張していた。三島が展開した学校衛生学という学問分野は、学校における環境、衛生などを中心とする内容だが、『ははのつとめ』における就学前の小児教養法を土台に構成されていることも確認できた。『ははのつとめ』の分析から、家庭で自由奔放に過ごす幼児にとっては、学校へ就学することに段差がある点を、三島が早くから認識していたことも指摘してきた。

以上のように、三島の小児教養法の内容を、誕生から就学前後までを視野にもつ、三島の家庭育児観と規定して論じてきたのである。育児書『ははのつとめ』の位置づけについては、明治初期以降、20年頃までの啓蒙思想家や自由民権論者の家族論、家庭教育論などに言及したうえで、以下のように論じた。三島は文部省行政官であり明治政府の側での生き方をした。しかし同時に、小児医学の専門家の立場から、子どもへのまなざしをもち家

庭育児論を展開していた。ここでいう子どもへの見方とは、後の時代のそれ（大正期の子ども観）とは異なる。明治20・30年代という時代的制約、つまり日清・日露戦争へとすすむ富国強兵の動きが強化される時期であったが、その間隙において、子どもの成長・発育へのまなざしをもつ家庭育児観が存在していたことを、拙稿論文において展開してきたのである。

しかし、その影響や位置づけについては課題を残していた。特に子守学校への影響については、その一端を見出したにすぎなかった。

本稿の問題意識は、明治20年代初めの育児書『ははのつとめ』における三島の家庭育児観が、どのような影響を与えたかということである。この追究にはさまざまな方向性があるが、子守児が乳幼児を背負わされた子守学校の実践現場から検討していきたい²⁾。子守学校は、学校への就学催促の強まりの中で、経済的に困窮する家庭の子が、幼な子を背負いながら登校する、やむにやまれぬ存在形態であった。明治期から大正期、昭和期まで、各地に誕生していった。長野県の子守学校への影響を追究するのは、一つには、三島の育児書が母親及び乳児の育て方を問題にしており、この時期における乳幼児の育児に目をむけるためである。後述するが、神津善三郎は明治期の長野県地域の子守学校を系統的に研究しており、乳幼児の置かれた状態をある程度把握できると考えた。第二には、拙稿で明治初期以降の学校への就学問題を検討した際、「学制」を作成・推進した文部省当局と「学制」の実施舞台として長野県地域を対象としており、学制期以降、明治20・30年代へと継続して検討することが可能だからである。

三島の子守学校への影響に言及した時点では、長野県の子守学校の一指導者である中村多重が、『ははのつとめ』を活用した事実にもふれたのみであった。中村は、明治20・30年代の長野県北信地域（現長野市周辺）の子守学校の指導者として活躍し、子守教育論を展開している。

本稿では、後述する中村の子守教育論や『子守教育につき当校の研究』における、三島の知見の影響を考察していく。はじめに、明治初期以降の中村が活躍した地域における乳幼児の状態を先行研究から概観する。続いて、同時期の長野県における子守学校の変遷を確認し、中村の子守教育論や『子守教育につき当校の研究』と三島『ははのつとめ』の内容とを対比させ、三島の影響を分析することを重点とする。

周知のように、明治5年「学制」による近代学校では、子どもたちの就学はスムーズにおこなわれたわけではなく、各県当局からの厳しい就学催促が繰り返された。明治初期の庶民にとって学校への就学は、働き手を奪われることであった。経済的負担も厳しく、学校焼き打ち事件まで起こっていた。

長野県の子守学校は、明治7・8年頃から動きがあり、10年代後半から20年代になると県内各地方にも誕生していく。幼な子を背負い学校へ来るのは、やむにやまれぬ手段とはいえず、いかなる実践であったのか。子守児をむかえた当時の子守学校関係者たちは、実践上

の工夫をしていた。実は、その実践内容において、研究対象としてきた三島の知見を垣間見ることができるのである。

本稿の目的と課題は、明治20・30年代の長野県の子守学校に焦点をあて、教育関係者の労苦と実践をみつめ、三島の知見の影響を考察することである。子守学校は存在形態などにより、子守学級や子守教育所などと表現されるが、本稿ではそれらを包括して論じ、子守児の乳幼児へのかかわり方など、子守学校の実践内容について検討する。

明治20・30年代は、明治政府による教育勅語体制のもとで、日清・日露戦争へ突入していく時代である。同時に、日本の義務教育制度の確立期でもあった。しかしその間隙には、子守児や乳幼児への確かなまなごしがあり、実践が存在していたことを明らかにする。

1. 先行研究及び研究対象³⁾

明治期以降の子守学校の歴史研究には、史資料の存在や検証における困難性がある。しかし、長田三男『子守学校の実証的研究』は、明治期・大正期・昭和期を通じての子守学校について資料収集をおこない、詳細な研究をしている。同著作では、子守学校開設の背景と目的、名称、設置方式、経営主体、法制上の位置など、各地の実態が克明に記録されている。収集されたデータは「三六道府県にわたり三一八校」である。まさに「子守学校の包括的な全体像を実証的・体系的に明らかにするとともに、その特筆と教育上・社会上における意義及び役割について究明することを企図⁴⁾」された労作だといえよう。

本稿では、長田も先行研究として紹介する以下の文献・資料を調査するが、研究の主眼は、子守学校の実践内容を、三島の知見の影響から考察することにある。研究対象としたのは、長野県の子守学校のうち、明治20年前後から明治30年代までの実践である。

長田の先行研究からは、研究対象とする長野県地域の子守学校の事例を知ることにはできない。しかし三島の影響の考察には、実践内容の具体性の面で、必ずしも記述が十分ではない。この点では、神津善三郎『教育哀史』、神津『近代日本における義務教育の就学に関する研究』が、同時期の就学問題を系統的に追究し、子守児を教育する教育者たちの実践内容がリアルに記録されている。したがって、子守学校の位置づけや長野県地域の概要については、長田、神津の先行研究に依拠するが、子守教育の実践内容については、後者に重点を置き、範囲を絞り三島の影響を検討していく。

神津は、子守学校の指導者・中村多重の子守教育論や『子守教育につき当校の研究』を取り上げ内容的な検討をしている。しかし、三島や小児医学にかかわる知見の影響については言及していない。本稿では、育児書『ははのつとめ』の内容と中村の子守教育の主張を詳しく比較し、三島の知見が子守学校の実践に応用されていたか否かを、明らかにしていきたい。

本稿に関連する上記以外の先行研究・参考文献は、以下の通りである。信濃教育会『雑

誌『信濃教育』(明治19・20年号及び明治20～30年代の各号)。長野県私立幼稚園連合会『長野県幼稚園史』, 塩入隆「明治期の長野県幼稚園考」, 丸子中央小学校百年史編集委員会『丸子中央小学校百年史』, 松本市立松本幼稚園『松本市立松本幼稚園百年誌』, 長野県保育園連盟『長野県保育の歩み』。

明治初期及び20・30年代までの保育史・幼児教育史に関する基本文献としては、日本保育学会『日本幼児保育史』第1巻・第2巻, 岡田正章監修『明治保育文献集』第4巻・別巻, 文部省『幼稚園教育百年史』, 湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』などを用いた。長野県の実践ではないが、明治16年から子守学校を始めていた渡辺喜重に関する以下の研究に注目した。宍戸健夫「渡辺喜重の創った子守学校」, 渡辺喜重『子守教育法』などである。

2. 長野県地域における明治初期・中期の子守学校⁵⁾

(1) 子守学校の位置

明治初期の子守学校の位置づけは、先行研究で解明されているが、概要を確認しておく。

明治5年「学制」による小学教育は、実際上は各地方が責任をもち実施するしかなかった。明治7年, 文部省は「貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムルノ法」を発し, 各県へ報告するように求めていた。経済的に困難な家庭の場合の, 就学方法を文部省へ報告させたのである。

長田は、「各府県の困窮者就学者対策(明治7年)」を詳しくまとめており、「授業料を免除した県」「授業料の軽減あるいはその一部を補助した県」「授業料を免除し, かつ書籍・学用品を支給・貸与した県」⁶⁾など, 各県当局が諸対策を講じていたことがよくわかる。

長野県内の子守学校を研究した神津は「社会的経済的基盤の未成熟を放置したまま学制を画一的に強制実施することは, 当初から到底困難であることを承知していたのであろう」と文部省当局の姿勢を指摘する。そして長野県内における「貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムルノ法」対応策として, 明治7～8年の新聞記事を検討し, 以下のように指摘している。「乳幼児を背負ったまま学校に来て, 一般の児童とともに勉強する道を講ずることはやむにやまれぬ非常の処置であり, 学校教師と世話掛の善意によって, このような次善の策を講ぜざるをえないというのである(中略)おそらく非常の処置としてこのような方法を講じた村は, 長野県下において他に多数あったであろう」⁷⁾

神津は, 県当局が実態を把握しながらも, 文部省に報告したのは明治21年になってからだと批判した。長野県と対象的なのは茨城県当局の姿勢であり, 努力を評価してもいる。

「(茨城県は・・・筆者)各地に貧困児のための定時制小学校の設立を計画したが, 財政的負担が重いため, やむなく市街地中央に一校を設立したと報告している。しかし翌十三年になると, この茨城県も財政逼迫のため, 貧人小学を廃止しなければならず(中略)しか

し、このような茨城県の努力が、後年明治16年、同県猿島郡小山村にいち早く組織的な子守学校を設立する基因となったのであろう」⁸⁾

後述するが、引用部分は渡辺喜重による子守学校のことである。

明治初期の長野県内の学齢児童には、貧困ゆえに、就学のためのさまざまな施策が求められていた。

(2) 子守学校誕生の背景—長野県幼稚園創設の動きと乳幼児の状態

文部省は、明治17年2月、「学齢未満ノ幼児ヲ学齢児童ト同一ノ教育ヲ受ケシムルハ其害不少御条右幼児ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育候様取計フベキ此旨相達候事」という通達⁹⁾を出している。学齢未満の幼児が学校にいるのは害があり、小学校において学齢未満の幼児を保育する方法を求めている。

文部省は、明治29年にも同様の通達¹⁰⁾を出した。明治期に二度にわたり学齢外児童の就学禁止通達が出されたが、就学をどうするかは、地方当局者にとっての大きな課題であった。先行研究¹¹⁾は、就学前児童の実態や地方当局の施策を検討している。

この時期（明治10年代後半及び20年代頃）の学齢未満児（乳幼児たち）の状態は、兄姉らとともに就学する者、数は少ないが幼稚園に行く者、周囲で放置された多くの者など、渾然一体としていた。長野県内における明治10年代からの幼稚園設立の動き、当時の乳幼児たちの置かれていた状況についてふれておく。

注目したいのは、明治17年3月1日付で長野県丸子学校附属幼稚園の設立計画が出されたことである。附属幼稚園の設置目的は、以下のように示されている。

「学齢未満ノ幼児ヲ保育シテ家庭ノ教育ヲタスケ学校教育ノ基礎ヲナス故ニ務ヲ天賦ノ知覚ヲ開達シ固有ノ心思ヲ啓発シ徳性ヲ涵養シ身体ノ健全ヲ補翼シ交際ノ情誼ト善良ノ言行ヲ慣熟セシメン事ヲ要ス」¹²⁾

この構想は実を結ばなかったが、幼稚園設置の歎願ではなく「丸子学校附属幼稚園規則」を定めた詳細な計画書である。保育課程・保育用具・予算書などもつけて県当局へ提出した。明治9年の東京女子師範学校附属幼稚園規則と類似した内容もみられ、比較的早くから、都市部での幼稚園設置動向に目をむけていた。丸子地域は製糸業が盛んであり、横浜などとも早くから交易の記録がある。設立伺いは「右ハ這回学区連合会ニ於テ決定候ニ付新ニ前記ノ学校設立仕度候条御認可被下度此段奉候也 小県郡第三拾九番学区」¹³⁾と締めくくられ、学務委員4名の連名になっている。学校附属幼稚園設立という地域の意気込みが感じられるし、幅広い視野をもつ人物が存在していたと思われる。

先行研究も指摘しているが、丸子学校附属幼稚園が実現していれば長野県内における幼稚園設立の嚆矢となった。県内での幼稚園創設は、明治20年の開智学校附属幼稚園であった。県当局は、丸子学校附属幼稚園の設立計画が提出された同年（明治17年）、学務課長らが幼稚園を調査するために東京府・静岡県へ出張していることが明らかにされてい

る。しかし、丸子学校付属幼稚園は許可されていない。県は取り調べ中として、設立を認めなかったと指摘されている。明治17年において、長野県内においても、下からの幼稚園設置を求める動きがあったことは重要である¹⁴⁾。

一方、明治10年代半ば以降からは、長野県内には子守学校が誕生していく。神津によれば「明治16年の下高井郡延徳学校の子守学級、明治21年の上高井郡の中山小学校（現在の高山村・・筆者）と明治22年の更科郡塩崎小学校の変則速成科・埴科郡東条小学校子守教育所」¹⁵⁾が史料で確かめられていると指摘する。子守学校の勃興や変則的な学校は、長田も研究しているように、全国各地に誕生していった¹⁶⁾。

当時の経済状況の深刻さのなかで、乳幼児・児童がいかにか過酷な状況下におかれていたのか。長野県内の分析は、神津の研究からおさえておく必要があるだろう。

「14年からの深刻な慢性的不況・沈滞期に始まった農村からの賃金労働者の造出は、一気に推し進められた。わずかな土地を失って窮迫し切った貧農は、一家離村の道をたどるか、わずかな土地にしがみつきながら出稼ぎへの道をたどらざるをえなかった。（中略）家の『口べらし』と家計補助のため紡績工場、製糸工場にあるいは子守奉公に押し出されていく、いたいけな義務教育未了の子女が、多数含まれていたのである。このような状況のなかから、義務的な義務教育として、一般児童・子女とは区別された奇妙な形態での学校・学級が、農村や町の学校にあるいは工場のなかに生まれるのである」¹⁷⁾

そして、不就学児の問題とともに、棄児についても明らかにされている。明治9年の長野県内の棄児は男児111名、女児121名と記録されている¹⁸⁾。

明治10年代初め、長野県内の産業としては製糸業が盛んになり、生糸生産量が全国の約5割を超える状態になった。明治13～14年頃には、米価上昇により好況を呈した時期もあった。しかし、それ以降の厳しさは、すさまじいものがあったといえるだろう。明治20年代までの児童問題に関する、以下の指摘を踏まえておきたい。

「不就学、棄児、若年過重労働というような児童問題の根底には、なによりも明治14年から18年にかけての経済不況による農民層をはじめ、一般大衆の窮乏化があった。（中略）河川の氾濫災害や大火災が相次ぎ、県民はいっそう窮乏においこまれたのであった。続いて明治23年には、わが国初の資本主義的恐慌ともいわれる過剰生産恐慌に襲われ、本県下にあっては、その上、凶作が重なって農民層を窮乏におとしいれた」¹⁹⁾

善光寺大勸進養育院では、棄児、病人、老人などを収容し養育する慈善事業が創設されていった。

このように、明治10年代半ば以降の長野県地域を、乳幼児の側から考えてみると、一部地域では幼稚園設立の下からの動きがあったこと、不就学のみならず、棄児、若年過重労働など、深刻な状況が浮かび上がってくる。明治10年代後半から20年代をむかえ、長野県内に続々と誕生していく子守学校の存在には、こうした背景があったのである。

(3) 屋代子守学校の設立と実践

明治10年代半ば以降から、長野県の農村部には子守学校が誕生していった。しかし、設立趣旨が明文化されるのは、明治24年の屋代子守学校においてであった。神津の分析では、明治17年からの子守学校（延徳学校の子守学級）が県内の嚆矢として位置づけられなかったのは、設立文書などが明確化されていなかったからだという。農村部における幼子を背負った子守児たちの就学は、むしろ一般化されていたとも指摘している。

屋代子守学校の設立趣旨では、二点が明確化されているが、子守児たちの様子を以下のように述べている。

「子守ノ如キハ帝ニコノ重ズベキ教育ヲ受ケザルノミナラズ朝ヨリ暮ニ到ルマデ三五群ヲナシ或ハ街頭ニ戯レ、以テ其ノ背上ノ嬰兒ヲ啼カシメザルノ外、別ニ為スベキ務ナキヨリ終ニ猥セツ厭フベキノ淫謡ヲ唱ヘ甚シキハ車馬ニ害ヲナシ行人ヲ罵リ嘲ル等」²⁰⁾

子守児たちが悪習を身につけてしまうのは、教育の重要性を理解しないことや貧困が原因だとしている。そして議会の協賛により実現させたのであった。

「議會ノ協賛ヲ得学資ヲ要セズシテ之ヲ教授シ以テ同等ノ自由幸福ヲ得セシメントスルニアリ此校設立趣旨ノ第一ナリ」²¹⁾

二つ目の理由は、子守児たちを「園丁」すなわち保育者たらしめることである。

「子守ハ即チ此萌芽ヲ護リ又其培養ノ功ヲ助クル園丁ニシテ自ラ園丁タル芸術ヲ修ムルナクンバイズクンゾ萌芽ノ成長ヲ害シ發育ヲ妨クルナキヲ期スベケンヤ故ニ子守ヲ教育シテ以テ嬰兒ノ保育ニ裨益スル所アラシメントス此校設立趣意ノ第二ナリ」²²⁾

義務教育も受けていない子守児たちに、乳幼児たちの保育者となることが目的とされていた。神津は二点目の設立趣旨について、以下のように指摘していて興味深い。

「幼児期の教育の重要性から、フレーベル式幼稚園の理念に拠って、子守児たちを園丁すなわち保育者たらしめんとするための目的とするのである。義務教育も満足に受けていない十歳前後の子守児たちに、乳幼児保育の責任を果させようというのである」²³⁾

しかし、屋代子守学校の設立者は、フレーベルの理念をどのように把握していたのか。この点は更なる資料調査が必要であり、設立趣旨だけでは定かなことはいえない面もある。

続く「屋代子守学校規則」からは、当時の保育の様子を読みとることができる。はじめの予想よりは、乳幼児が泣いたり、大小便で困ることもなかったなどと、記述されている。

「入学児童ハ子守ノ任ニ堪エ得ヘキモノタルヘシ」「授業定日ハ屋代学校生徒ト同一タルベク授業時間ハ一時間ヨリ少ナカラズ二時間ヨリ多カラサルコトトシ」「教授科目ハ読書、算術、修身ノ三課トス」「創立前ノ予想ニハ背上嬰兒ノ啼騒グ為教場ノ雑踏甚シカラン又彼等ノ大小便仕損シ等シテ極メテ教場ヲ汚スナラント然ルニ實際ニ於テハ意外ニモ今日ニ至ルモ喧騒左ノミナラズ（若シ背上ノ嬰兒啼クトキハ自由ニ退席ヲ許ス）大便ノ仕損者トテハ一人モナク只小便ニ於テハ数回ノ仕損シヲ目撃シタル位ナリ是始業ニ先テ見守等ノ

注意セルニ依ルナラン」²⁴⁾

(4) 上田子守教育所・小諸小学校子守学級の実践

上田子守教育所は、明治26年の始まりである。設立趣旨は、前述の屋代子守学校の第一の理由とほぼ同一である。

ここで注目すべきは、「子守女の言語挙動の卑猥さが直接その背負った幼児の心性に悪影響を与え、間接には世の風儀を乱す」という認識をもっていたことである。そして、当時としては珍しい女教師河内山が、子守教育に積極的役割を果たしたことを紹介している。

屋代子守学級の第二の設置趣旨（子守児に保育者としての役割をもたせること）については明記されていないが、神津が紹介する実践上の工夫が興味深い。

子守児たちを、いくつかの組に編成している。尋常小学校を一年または二年程度就学したことがある組、全く一文字すらも読めない組などに分けていた。また、子守児たちが連れてくる幼児たちの年齢により、4・5歳児組と2・3歳児以下とに分けて構成されていた。4・5歳児の場合は、次のように遊んでいたと、紹介されている。

「終日背上ニ居ルヲコノマズ時ニ自分ノ意ニ任セテ遊バン事ヲ欲スルモノノ如シ、故ニ其ラー室ニ集メテ一人ノ教師此ヲ保護シ随意ニ遊バシム（其間子女ハ自己ノ学習ヲナス）是必要ニ迫ラレシ自然ニ形ヅクリシ処ノ幼稚園ニシテ」²⁵⁾

別の組に集まる2・3歳児はそうはいかなかったようだ。神津によれば、どんなに細かい配慮をしても、多くの子守児たちの集まる場所で、多少乳幼児が泣くことは避けがたかった。保育者たちは万策つきて、室内や天井の室内装飾まで取り組んでいたという。

「即室内ニ高ク糸ヲ張り各相結ビ付ケ其中央線ヲ教師ノ頭上ニ垂レ色紙ヲ以テ造レル種々ノ形物ヲ各系ニ懸ク、教師頭上ニ在ル線ヲ引ケバ諸物皆振動シテ稚児ヲシテ目ヲ此ニ注ガシムル」²⁶⁾

保育場면을想像してみると、乳児保育室の「モビール」などだろうか。学齢児童とともに、2・3歳児が生活するには、短時間であっても創意工夫が必要であった。今日では珍しい実践例ではないが、困難な条件下の子守学校であることを思えば、実践者たちの並々ならぬ努力に頭が下がる。

小諸小学校に子守学級が誕生したのは、明治31年であった。商家や他家に奉公人として雇われたりして、子守をさせられている女兒を就学させることが目的であった。女兒たちは約1時間程度の「読書」、「修身」などの授業を受けた。部屋の設備も次第に整えられ、嬰兒用の寝台や玩具も置かれるようになっていた。児童の全員が幼児を背負っている様子が、貴重な写真として残されている²⁷⁾。

このように、明治10年代半ば以降に創設された長野県内の子守学校は、明治20年代以降、県内の各地に広がる。子守児に直面した実践者たちの姿には、教育者としての情熱を抱かせるものがある。明治32年には、県が「尋常小学校特別学級規程」を定め、子守学級

が制度化されていった²⁸⁾。しかし、子守学校の実践において、さまざまな工夫が記録されるのは、明治20年代までの可能性がある。長野県内の子守学校は、下からの動きにより誕生し県内各地に広がったが、その蓄積のいっぽうで、子守学校の性格は変化していった。次に、子守学校の変遷を踏まえながら、中村多重の子守教育論を検討していく。

3. 中村多重の子守教育論にみる三島の影響

子守学校の実践において、指導者たちの果たした役割が大きい。神津により、上田子守学校の隠岐清重（上田尋常小学校）や中村多重（更級郡）などが研究されている²⁹⁾。

中村多重の子守教育論に焦点をあてるのは、三島の影響が見られるからである。神津は中村の実践を取り上げてはいるが、理念の背景まではふれていない。後述するが、神津によれば、長野県の子守学校が明治政府の富国強兵の動きに影響を受け変貌していく過程が分析されている。そして、教師たちの中には、2の(3)・(4)で述べたような、保育上の創意工夫がみられたが、幼な子を背負う子守児への教育愛も、一時的であったと分析している。神津は、指導者・中村の役割にも言及していくが、実践の土台にある理念の検討については、十分ではないといえる。特に、三島や医学者らの知見の影響については、ふれていない。

以下においては、中村が三島の知見に学びながら子守教育に尽くした面を明らかにするため、中村の子守教育論を整理し、『ははのつとめ』と詳しく比較していきたい。

(1) 中村の子守教育論

中村は、地方当局に対して「女子就学普及ニ付キ子守教育所ノ設置ヲ希望ス」として、子守教育の必要性について、以下のように述べている。

「未タ各町村ニ不就学ノ児アリ是レ他アランヤ乳児ノ子守セシムル女児之ナリ熟熟世ノ生計ヲ案ズルニ吾人ノ実見アル所中以上ノ生計ヲナスモノハ子守女子ヲ雇イ入レ而シテ自分ノ女児ハ就学セシムルモ中以下ノモノニ至リテハ自分ノ乳児ヲ子守セシメ甚シキニ至リテハ他家へ子守奉公ニ雇ハル、アリ是レ此等ノ女児ハ生涯教育ヲ受クルコト能ハズ（中略）不就学ノ女児成長ノ後チ他家へ嫁シ生徒ノ母トナルトキ家庭ノ教育ハ如何家庭教育不完全ナルトキハ学校ニ於テ如何ニ熱心ニ教鞭ヲ執ルト云ヘトモ其ノ効果ヲ得ルコト能ハザルハ必然ナリ」³⁰⁾

そして、中村は自らの経験から子守学校の内容としては、以下の点が必要だということである。

「嬰兒保育ノ方法ヲ教フ」、「乳児ノ心理ヲ実地ニツキ研究スル」「尋常小学校ダケヲ教授スル」「少クトモ一週十八時間ヲ要スル」「学年末ニハ進級証書授興スル」

前述した屋代子守学校、上田子守学校の設立趣旨と共通する部分は、「嬰兒保育ノ方法

ヲ教フ」などであるが、やや異なるのは、子守児に「乳児ノ心理」を理解させようとしている点である。

(2) 中村の『子守教育につき当校の研究』にみる三島の知見

中村は、子守教育の実践を重ねながら、明治30年代後半になってから『子守教育につき当校の研究』³¹⁾をまとめている。嬰兒保育法の改良についての詳細な展開である。それによると、「子守の心得」「小児の負い方」「小児の泣き方」「玩具・教室の設備」と整理されている。ここでは、中村が三島の知見から直接的に学んだと判断できる「小児の負い方」「小児の泣き方」を中心に紹介する。

①「小児の負い方」については、以下のように表現している。

『『嬰兒負い方の注意』(一) 結びつけ帯は幅の広きものを用ふべし。綿フラネルの幅一尺長さ1丈位のもの尤も宜し(二) 結びつけの帯を嬰兒の背より左右の腋下に取り子の双肩にかかるときは成るべく緩めて強くしめず前にて交叉し再び後ろに廻して嬰兒の臀部に掛くるときには帯をいっぱい広げておしりをつつみ且つかなりしっかりとしめてよし上部を緩めておくは胸部を圧迫せぬ為にして下部を緊縛するはずり下らぬ為なり(三) 嬰兒の体重を主として嬰兒の臀部にて支ふる様にし嬰兒をして腰をかけたるが如き位置に在らしめ度きものなり(四) 嬰兒を負いたる時子守は走ること勿れ若し止むを得ざることありて走る時は必ず両手を嬰兒の臀部につけて上にあげ以て嬰兒の胸部を圧することなき様にするべし』³²⁾

子育ての方法として、今日でも適用できる内容で、ていねいな「小児の負い方」の解説である。

②「小児の泣き方」では、「苦痛・退屈・飢渴・恐怖・活力・充満」の6種類があるとし、主な兆候とその取り扱い方を説明している。中村は「嬰兒泣き方の種類及び其れに応じて子守担任の教師が執るべき処置方法」として以下のように説明する。

「(一) 嬰兒若し苦痛を感じずる時は目を開き涙を沢山に出して泣くこの場合に於ては早く子守の背よりだき卸し体を改め痛み場所を調べて相当の手当てを施し後再び負はずべし(二) 嬰兒眠りを催す時は目を細むるか或は目の中に少しウルミを生じて泣く此の場合に於ては子守をして成るべく静かに寝せ付けさすべし若し負い矩合悪しくばつと負い直さすべし又眠りより醒めたるときは軽微の運動を為さしむべし(三) 一定の場所に長く居りたるために嬰兒退屈を為したる時は目を開き涙を多分に出すことなく頭を左右に動かして泣く若し人ありて傍らに来たれば其の人を慕うの風あり此の場合に於てハ窓を開きて外景を見するか或は子守の背より卸して適当なる玩具を興ふべし(四) 嬰兒飢渴を感じずる時は目を開き涙を少し出し声にふしを付けて泣く此の成るべく早く帰して乳を吞まするを尤も宜しとすれども一旦煮沸した微温湯を興へて一時を凌がすることもあるべし(五) 活力を満たして之を漏らすの必要を感じたる嬰兒は涙を出さず全身に力を込めて手足頭を活発に

動かし高声を放って泣く是或る意味において嬰兒が唱歌を体操を為るものなれば五分乃至十分位は其のまま泣かせ置き後ち卸して遊ばすか或は負い直させて玩具を興ふべし³³⁾

子守児たちの背負う乳児が泣いてぐずる。その理解と対処方法、子守児へ指導する要点などが記述されている。乳児たちの存在は、当然、授業の妨げになったろうし、担任教師の労苦を想像してしまう。中村は、「嬰兒の負い方の注意」「嬰兒泣き方の種類及び其れに応じて子守担任の教師が執るべき処置方法」のすぐ後、次のように結んでいる。

「以上は、予が数年前母のつとめと題せる三島医学士の著書をひもとき其の中に『嬰兒の啼泣は其の言語にして愛らしき彼は之に依って種々の要求を発表しているものなり故に母たらん者は能々注意して其の意味を学ばざるべからず』とありしを見て爾来研究したるの結果なり固より不完全たるを免れぬと雖も願はくは大方諸賢の補正を乞う³⁴⁾

この引用部分を見ると、中村が三島から学んだのは「泣き方」であるが、『ははのつとめ』の記述内容に即して比較・検討すると、「負い方」も含まれていることがわかる。

(3) 三島『ははのつとめ』(明治22年)の核心と中村への影響

『ははのつとめ』(明治22年)は、「親の巻」「子の巻」の二分冊である。前者は、懐妊から出産までが叙述され、後者は、乳児から就学までの小児教養法を示した育児書である。

三島の家庭育児観は「注意して放任する子育て法」を基本としており、乳児から就学までの「小児教養法」を展開している。全体としては「哺乳即教育の端緒」「遊戯を中心とする家庭育児観」「家庭や学校における環境」「就学へのとらえかた」についての見解を整理している。

前述した中村の「嬰兒泣き方の種類及び其れに応じて子守担任の教師が執るべき処置方法」について、三島の原文において確認しておく。三島は、乳児が「啼くこと」の意味をくり返し強調する。従来の養育方法も例にあげながら、以下のように論じている。

「小児は口が利ぬ故、啼て自分の意を母親に知らせるのですから啼いたときには、真に空腹なのか、或は退屈なのか、或はしめしでも濡れて気分が悪いのか、腹痛でもするのか、能々考へて其望をかなえてやらねばなりませぬ。初産などにて、未だ小児語の解らぬ母親などには尚更の事です。保嬰論の養育十種のなかにも『啼く事定まらずして、乳を哺しむる事なかれ』とあります。小児が劇く啼く、故フト衣服を解て見たら帽針が襦袢の間に在て夫がチクチク刺たのであったということがあります³⁵⁾

「赤子の啼くのハ一の語ですから母親たる可き者ハよくよく注意して若し何の原因もなくて只啼くのならば、捨て置てもかまいません。啼く時にハ、強く深く呼吸をしますから、血液循環などが盛りになり、反って赤子の為に宜くらしいのもでもあり、又後でハ自然と勞れて寝て終ひます。」³⁶⁾

中村の「嬰兒の負い方の注意」は、小児の衣類のあり方を三島から学んだ可能性がある。「小児の衣類は軽くゆったりと製するというのが法でござります故、なるだけ幅を広くこし

らえ、襦袢や下着にハ紐をつけず、上着にだけ紐をつける」³⁷⁾

「胸腹の辺りを腹巻紐帯などにて強くしめてはなりませぬ。成人した後まで胸の骨に溝がのこる者があります。之をベルツ氏が始めてそう云い出だしたものですからベルツ氏帯痕溝と称しました」³⁸⁾

以上、三島『ははのつとめ』の言説をたどりながら、中村の研究に援用されたと判断できる部分を引用した。『ははのつとめ』は、長野県の子守学校の指導者・中村にとって、重要な参考文献であったことは間違いないと判断できる。

4. 長野県子守学校における中村の位置－「子守の教育」(調査報告)³⁹⁾－

中村は、前述した『子守教育につき当校の研究』とともに、「子守の教育」(調査報告)をまとめた。中村は明治30年代のはじめ、更級郡下の栄村で子守学校の担任をしていた。明治34年には、長野の子守教育所に専任教員として赴任する。神津によれば、明治20・30年代の子守学校は、明治27年から明治32年までの「子守教育所時代」と、明治32年以降の「特別学級時代」とに区分される。明治27年以前は、子守学校の創設、勃興期であった。そして、「いわゆる子守教育論の時代は終わりむしろ新しい問題として製糸工女の就学問題が出てきた時代」として「特別学級時代」を位置づけている。子守学校の変遷とともに、長い間、中村が指導的役割を果たしてきたという。中村は、この時期の子守教育の目的を、以下の5点にまとめている。

「(一) 普通国民教育の欠を補う。(二) 嬰兒保育の方法を教ふ。(三) 風俗の改良を計る。(四) 学校と家庭との連絡を通じ父母をして教育の眞価を知らしむ。(五) 公共慈善的事業の振興を促す等其の主要なるものなり」⁴⁰⁾

「子守教育の目的」について、上からの「風俗の改良」や「嬰兒保育ノ方法」が濃厚になっていった面があると、神津は以下のように指摘する。

「(長野市の子守学校の・・・筆者) 明治27年発足の前後には、おそらく貧困のために義務教育にもあがれず子守奉公に出された子守児たちが町内の社寺、公園、駅に集まり無為に過ごす姿を見て心をいためた教師もいたであろう。しかし、その教育愛のともし火も明治期の大きな歴史の流れの中に打ち消されていくとき、もはや子守児たちは一人の人間として、学習の主体者として、教育の権利者として、とらえられなくなっていたのである」⁴¹⁾

神津の研究によれば、明治20年代半ばから30年代の長野県内の子守学校は、しだいに時代的变化を遂げていくことになる。屋代子守学校や上田子守教育所の設立時には、子どもの実態を憂う教師が存在していた。中村の活躍も過渡期に位置づけることができるが、中村は三島から「泣き方」「負い方」などを学び、子守教育論を展開していた。乳幼児の成長・発育へのまなざしは、日清・日露戦争へ突入する時代の波に埋没されたかに見える。しかしその間隙においては、三島『ははのつとめ』の家庭育児観が影響を与えており、

それを応用した実践が、一時期とはいえ長野県内の子守学校でおこなわれていた。

結 び

三島は『ははのつとめ』（明治22年）を著し、その後、日本の学校衛生学の確立に力を尽くす。明治24年からは、文部省学校衛生行政に関与し、全国の小学校・幼稚園を巡回しながら、乳幼児から児童の身体発育調査を行なった。三島は小児科医・文部省学校衛生行政官の立場から、家庭育児観の構築と学校衛生学の基盤形成に貢献していった。三島の家庭育児観の知見には、当然ながら時代的制約があった。しかし、『ははのつとめ』にみられる子どもの成長・発育をみつめるまなごしは、明治20・30年代の一時期に確かに存在し、子守学校の指導者の一人である中村多重に影響を与えたといえる。中村は三島『ははのつとめ』を研究し、子守学校の実践内容に応用していたのである。

課 題

本稿における課題は、三島『ははのつとめ』の位置づけの不十分さである。家庭育児観とその位置づけを、三島の業績全体の中で、ていねいにほりさげる必要がある。また、同時代の子守学校に関する詳細な資料研究を継続しなければならない。先行研究において、日本における最初の子守学校実践報告書と指摘された渡辺嘉重『子守教育法』も取り上げる。なぜなら、茨城県における渡辺『子守教育法』は、実践内容の考え方において、長野県のそれと類似する部分が少なくないからである。以上を課題とし研究を継続する。

注)

- 1) 2009年3月、聖徳大学より博士（児童学）の学位を授与された学位請求論文「明治20・30年代における就学年齢の根拠に関する研究－三島通良の所論をめぐって－」及び「三島通良『ははのつとめ』（明治22年）に関する一考察」（白梅学園大学・短期大学紀要第44号，2008年）の継続研究である。
- 2) 本稿では、長野県地域の子守学校を中心に検討した。
- 3) 先行研究及び参考文献の詳細は以下の通り。長田三男『子守学校の実証的研究』早稲田大学出版部，1995年。神津善三郎『教育哀史』銀河書房，1974年。神津『近代日本における義務教育の就学に関する研究』銀河書房，1978年。信濃教育会『雑誌信濃教育』（明治19・20年号及び明治20～30年代の各号）。長野県私立幼稚園連合会『長野県幼稚園史』1970年。塩入隆「明治期の長野県幼稚園考」『長野県近代史研究第2号』

所収，1970年。丸子中央小学校百年史編集委員会『丸子中央小学校百年史』1973年。松本市立松本幼稚園『松本市立松本幼稚園百年誌』1981年。長野県保育園連盟『長野県保育の歩み』1991年。日本保育学会『日本幼児保育史』第1巻・第2巻，フレーベル館，1968年。岡田正章監修『明治保育文献集』第4巻・別巻，1977年。文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに，1979年。湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』風間書房，2001年。渡辺嘉重『子守教育法』，前掲『明治保育文献集』第4巻に所収。

- 4) 前掲長田31頁。
- 5) 前掲神津は，明治7年の伊那郡石島学校の子守学級及び明治8年の長谷学校の子守教育について言及している。前掲『教育哀史』70-71頁。本稿では主として明治10年代以降，明治20・30年代までの子守学校を対象とした。
- 6) 前掲長田6頁。
- 7) 前掲神津『近代日本における義務教育の就学に関する研究』61頁。
- 8) 前掲神津61頁。
- 9) 文部省通達1884（明治17）年2月15日達第3号。
- 10) 文部省通達1896（明治29）年文部省訓令6号。
- 11) 前掲湯川298頁。
- 12) 前掲丸子中央小学校百年史編集委員会『丸子中央小学校百年史』158頁。
- 13) 前掲丸子中央小学校百年史編集委員会，159頁。
- 14) 前掲松本市立松本幼稚園『松本市立松本幼稚園百年誌』，119頁。
- 15) 前掲神津95頁。
- 16) 前掲長田は長野県内の明治10年代の子守学校を調査している。また，全国の明治21年から昭和18年までの学校別・年別子守児童数一覧を明らかにしている。
- 17) 前掲神津95頁。
- 18) 前掲長野県保育園連盟『長野県保育の歩み』8頁。
- 19) 前掲長野県保育園連盟8頁。
- 20) 前掲信濃教育会『雑誌信濃教育』明治26年号30頁。
- 21) 前掲信濃教育会30頁。
- 22) 前掲信濃教育会30頁。
- 23) 前掲神津97頁。
- 24) 前掲信濃教育会『雑誌信濃教育』明治26年号33頁。
- 25) 前掲神津102頁。
- 26) 前掲神津104頁。
- 27) 前掲長野県保育園連盟23頁。
- 28) 前掲神津133頁。
- 29) 神津は，隠岐清重については，小県郡上田尋常小学校訓導としてその活躍を紹介し

た。前掲『教育哀史』122頁。中村多重については、当時の子守教育論をリードした更級さらしなの人物として紹介し、約20年間子守教育に力を尽くしたと述べている。前掲『教育哀史』148頁。223頁。

- 30) 前掲信濃教育会『雑誌信濃教育』明治33年号。
- 31) 前掲長野県保育園連盟13頁。
- 32) 前掲信濃教育会『雑誌信濃教育』明治33年号18頁。
- 33) 前掲信濃教育会19頁。
- 34) 前掲信濃教育会21頁。
- 35) 前掲三島『ははのつとめ』7頁。
- 36) 前掲三島28頁。
- 37) 前掲三島40頁。
- 38) 前掲三島28頁。
- 39) 前掲長野県保育園連盟13頁。
- 40) 前掲長野県保育園連盟110頁。
- 41) 前掲神津110頁。

こんどう みきお (保育学)